

## 別記様式（第5条関係）

## 議事録

会議の名称	令和4年度登米市農業委員会第1回総会																																																																																																																									
開催日時	令和4年4月25日（月） 午後1時30分 開会 午後3時7分閉会																																																																																																																									
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																																																																																									
議長の名	高橋 清範 会長																																																																																																																									
出席者 (委員) の氏名	<table border="0"> <tr><td>1番</td><td>岩菅</td><td>淵原</td><td>勉之</td><td>2番</td><td>佐々木島</td><td>木子</td><td>3番</td><td>さくら</td><td>井</td><td>利晃</td><td>光徳</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅</td><td>原</td><td>浩</td><td>5番</td><td>田</td><td>雄彦</td><td>6番</td><td>め</td><td>阿</td><td>部</td><td>のり</td></tr> <tr><td>7番</td><td>柴</td><td>崎</td><td>専</td><td>8番</td><td>佐</td><td>彦</td><td>9番</td><td>すず</td><td>すず</td><td>木</td><td>徳</td></tr> <tr><td>10番</td><td>佐</td><td>藤</td><td>こう</td><td>11番</td><td>まつ</td><td>秀</td><td>12番</td><td>9</td><td>鈴</td><td>部</td><td>いわお</td></tr> <tr><td>13番</td><td>鈴</td><td>木</td><td>泰</td><td>14番</td><td>浅</td><td>和</td><td>15番</td><td>50</td><td>阿</td><td>木</td><td>巖</td></tr> <tr><td>16番</td><td>尾</td><td>張</td><td>まさる</td><td>17番</td><td>芳</td><td>忠</td><td>18番</td><td>嵐</td><td>い</td><td>部</td><td>お</td></tr> <tr><td>19番</td><td>芳</td><td>賀</td><td>勝</td><td>20番</td><td>むら</td><td>義</td><td>21番</td><td>つか</td><td>が</td><td>静</td><td>男</td></tr> <tr><td>22番</td><td>上</td><td>野</td><td>二</td><td>23番</td><td>おの</td><td>一</td><td>24番</td><td>さ</td><td>ら</td><td>幸</td><td>喜</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>榮</td><td>公</td><td></td><td>の</td><td>寺</td><td></td><td>佐</td><td>たか</td><td>芳</td><td>毅</td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>で</td><td>馬</td><td></td><td>藤</td><td>はし</td><td>久</td><td>順</td></tr> </table> <p>(　　は欠席委員、　　は遅参委員、　　は早退委員)</p>		1番	岩菅	淵原	勉之	2番	佐々木島	木子	3番	さくら	井	利晃	光徳	4番	菅	原	浩	5番	田	雄彦	6番	め	阿	部	のり	7番	柴	崎	専	8番	佐	彦	9番	すず	すず	木	徳	10番	佐	藤	こう	11番	まつ	秀	12番	9	鈴	部	いわお	13番	鈴	木	泰	14番	浅	和	15番	50	阿	木	巖	16番	尾	張	まさる	17番	芳	忠	18番	嵐	い	部	お	19番	芳	賀	勝	20番	むら	義	21番	つか	が	静	男	22番	上	野	二	23番	おの	一	24番	さ	ら	幸	喜			榮	公		の	寺		佐	たか	芳	毅						で	馬		藤	はし	久	順
1番	岩菅	淵原	勉之	2番	佐々木島	木子	3番	さくら	井	利晃	光徳																																																																																																															
4番	菅	原	浩	5番	田	雄彦	6番	め	阿	部	のり																																																																																																															
7番	柴	崎	専	8番	佐	彦	9番	すず	すず	木	徳																																																																																																															
10番	佐	藤	こう	11番	まつ	秀	12番	9	鈴	部	いわお																																																																																																															
13番	鈴	木	泰	14番	浅	和	15番	50	阿	木	巖																																																																																																															
16番	尾	張	まさる	17番	芳	忠	18番	嵐	い	部	お																																																																																																															
19番	芳	賀	勝	20番	むら	義	21番	つか	が	静	男																																																																																																															
22番	上	野	二	23番	おの	一	24番	さ	ら	幸	喜																																																																																																															
		榮	公		の	寺		佐	たか	芳	毅																																																																																																															
					で	馬		藤	はし	久	順																																																																																																															
事務局職員 職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局 事務局長 遠藤 貞、事務局次長 小泉 一誠、局長補佐 長谷 勝 農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主幹 佐藤 聰、主査 千葉 貴行、 主事 三浦 翼 説明員：産業経済部 産業総務課 主幹兼産業総務係長 千葉 龍二、主事 三浦 悠人 書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>																																																																																																																									
議題	<p>報告第1号 令和3年度登米市農業委員会事業報告について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第3号 使用貸借権の合意解約について 報告第4号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第5号 非農地証明願について 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第7号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p>																																																																																																																									

	議案第8号 空き家に附属した農地指定申請について 議案第9号 登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について
会議結果	議案第1号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第2号 承認相当との意見を付すこととした。 議案第3号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第4号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第5号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第6号 原案のとおり決定した。 議案第7号 原案のとおり決定した。 議案第8号 原案のとおり決定した。 議案第9号 異議はないが、進行番号2番、5番について、既に利用状況が変更されていることから、その点を指導されたいとの意見を付すことに決定した。
会議の概要	下記のとおり
会議資料	令和4年度登米市農業委員会第1回総会資料 ・議案書 ・議案説明資料 ・農地法第3条調査書 ・諸般の報告 ・報告第1号資料（令和3年度登米市農業委員会事業報告）
発言者	議題・発言・結果
議長	・あいさつ ・議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。 議事録署名委員は、会議規則第38条第2項の規定により、20番 小野寺 義幸 委員、21番 佐藤 久順 委員を指名します。
議長	日程第2、「会期の決定」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。 これにご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日1日間とすることに決定しました。
議長	日程第3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。

議長	<p>日程第4、議案第9号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局並びに産業経済部から説明を求めます。</p> <p>はじめに、事務局から説明願います。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>次に、産業経済部から説明願います。</p> <p>《産業経済部説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>3番 櫻井 利光 委員。</p> <p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和4年4月20日、午後1時15分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>はじめに、用途変更ですが、進行番号1番、2番については、事務局説明のとおりです。</p> <p>この申請は、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地の利用の支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積及び農用地の保全又は被害防除に支障を及ぼすおそれがないと認められ、用途変更における要件を満たしていると思われることから、用途変更については妥当との意見で一致しました。</p> <p>しかし、進行番号2番については、既に農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われます。</p> <p>次に除外ですが、進行番号6番、7番については、事務局説明のとおりです。</p> <p>これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。</p> <p>また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。</p>
----	---

以上のとおり報告します。

令和4年4月25日

現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員

6番 阿部 晃徳 委員

3番 櫻井 利光 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

15番 五十嵐 幸喜 委員。

15番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和4年4月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員及び産業経済部職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

除外の進行番号3番、4番、5番、8番、9番については、事務局説明のとおりです。

これらの申請地については、農用地区域以外に代替地もなく、他の農用地利用への支障、集団性の確保、土地利用の混在、担い手等への農用地の利用集積、及び農用地の保全又は被害防除に支障をおよぼすおそれがないと認められます。

また、基盤整備事業は未実施又は、工事を完了してから8年以上経過しており、除外における要件をすべて満たしていると思われ、除外については妥当との意見で一致しました。

しかし、進行番号5番については、既に一部、農外利用されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すべきと思われます。

以上のとおり報告します。

令和4年4月25日

現地調査委員 9番 鈴木 巖 委員

16番 尾張 勝 委員

15番 五十嵐 幸喜 委員

議長

調査報告が終わりました。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

12番委員

最後の進行番号10番についてお伺いしたいと思います。2点ほどお伺いしたいと思います。ここに起案書がありますけれど、コピーありますけれども、いわゆる令和2年段階では、この農地はどういう指定状況だったのか、それに、間違だと気づいた原因、その発端は何だったのか。この2点をお伺いしたいと思い

産業経済部	<p>ます。</p> <p>まず、第1点目のどういう指定状況だったのか、につきましては、町時代からの農振除外地となっておりまして、それ以前のものについては、申し訳ございません、確認をしていない状況です。</p> <p>2点目の分かった経過につきましては、公告決定の通知を本人宛てに通知した際に、本人からそのような申請をしていないということで分かった次第でございます。</p> <p>以上です。</p>
12番委員	<p>令和2年段階では、町からの継続で除外の状況だったということですね。</p> <p>それで、今回の令和2年の計画の見直しにおいては、所有者のアンケート調査によって除外するとか編入するとかという希望を取って計画を見直されたと思うんですよ。でも、この変更理由書によると、編入してしませんでした、ということで、市のほうで間違って入れた、入れてしまって、今回、除外するということなんですか。その辺はどうなんですか。</p>
産業経済部	<p>今回の誤りに至った経緯なんですけれども、今回の該当地につきまして、どなたかというのを特定していないんですけれども、ここを農振として編入するような申請が電話でありますて、その際に計画の見直し時だったために、それを編入として扱ってしまったような状況であり、事務局の誤りによるものでございます。</p> <p>以上です。</p>
12番委員	<p>理解が疎いんですけども、電話連絡があって、ただそれを何の証拠も無しに計画見直しの最中だから見直ししたと。でも、この図面を見る限りではですね、周囲がほ場整備されていて、ここは10アール田だけなってたから、旧豊里町においては将来、何らかの計画があるだろうということで除外申請して、除外で継続されてきたと思うんですよ。それを市で入れて、ここにあるけれども「農用地区域へ編入はできませんでした」ということなんだけれども。電話があって入れて、入れたからということで、今回、この決定したものを農用地区域から除外することなんですか。</p> <p>いわゆる、この所有者の方からすれば、大きな迷惑たっただんだよね。旧町域の豊里町から継続された農地指定であれば、何ら問題は無かったんですよね。</p> <p>だから、農振というのは、私はよくその辺は分かりませんけれども、1筆1筆確認してから除外申請するのが基本だと思うんですよ。電話があったからって、ここからここまでって区域でやるはずは無いんですね。そういう簡単な事務手続きは無いと思うんですよ、地域指定というのは。何でこんな簡単なことがですね、産業経済部では出来るのか。</p> <p>前回もあったんですけども、その時も、うやむやというような回答だったのと、これ以上はだめだなあ、と思ったからだけれども。</p>

	全く同じようなことが出るということは、今後も出るということを予想しているんですかね。
産業経済部	前回もこのようなことがあったということで、大変申し訳なく思っております。今後このようなことが無いように進めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
12番委員	<p>分かりました。</p> <p>それで、ただ、指定とか除外とかなんだけれども、農家、所有者が申請に行けば、産業経済部でもどこでもですね、やっぱり何て言うんだろうな、役人根性起こして、何で今ころ、というようなことで親切な取り扱いというのはしてくれないのさ、何においても。やっぱりあんた達も職権を使って修正するならば、やはり間違いというのは誰にでもあるし、農家だって自分の土地がどういうものになっているかというのは分からぬ訳さ。だから、そういうのを相談されたときには、やっぱり親身になって相談してくれるようなことを私はお願いしたいと思います。</p> <p>あんた達ばかり常に職権、職権って、確かに職権というのは素晴らしいのさ。でも、何にも無い農家に対して、あるいは所有者に対しては、もう少し親身になって、寄り添って相談を受けていただきたいと希望いたしまして、終わります。</p>
議長	産経部の皆さんには、余計なことですけれど、係が替わりました。替わってきたんだよね。ちょっと慣れない部分もありましたよね。
	12番 阿部 静男 委員さんの言うように、今後とも、よろしくお願ひします。
議長	他に質疑はありませんか。
	《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。
議長	これで、質疑を終わります。
議長	<p>これから議案第9号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、異議なしと意見を決定するものの、進行番号2番、5番については、既に利用状況が変更されていることから、今後は関係法令等を遵守し、適正に手続きを行うように指導するよう付すことにしたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
	《異議なしの声を確認》

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第9号「登米農業振興地域整備計画の変更に関する意見の決定について」は、異議なしとの意見を決定するものの、進行番号番号2番、5番番については、適正に手続きを行うように指導するよう付した上で、市長に提出することに決定しました。</p>
議長	<p>ここで、職員の入れ替えのため、暫時休憩いたします。</p> <p>《 休 憇 》</p>
議長	<p>再開いたします。</p>
議長	<p>日程第5、報告第1号「令和3年度登米市農業委員会事業報告について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第1号を終わります。</p>
議長	<p>日程第6、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第2号を終わります。</p>
議長	<p>日程第7、報告第3号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第3号を終わります。</p>
議長	<p>日程第8、報告第4号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p>

	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第4号を終わります。</p>
議長	<p>日程第9、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>進行番号9番につきましては、申請人より申し出があり、取り下げとなります。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第3条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号1番については、調査結果1となります。</p> <p>法第3条第2項第1号の「全部効率利用」については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、基幹作業については作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号については、譲受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第3号についても、譲託ではないため適用はありません。</p> <p>第4号の農作業への常時従事については、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第5号の下限面積については、50アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第6号の転貸禁止については、所有権の移転であり、転貸にはあたりません。</p> <p>進行番号2番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>また、第7号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。
議長	進行番号1番について、20番 小野寺 義幸 委員

	《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 3 番の内、米山町字桜岡の農地について、3番 櫻井 利光 委員  《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 3 番の内、米山町西野の農地について、21番 佐藤 久順 委員  《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 5 番について、17番 芳村 忠市 委員  《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 6 番について、19番 芳賀 秀二 委員  《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 7 番について、13番 鈴木 泰子 委員  《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 8 番について、11番 松野 秀郎 委員  《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 11 番について、4番 菅原 浩之 委員  《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 12 番、13 番、14 番、15 番について、12番 阿部 静男 委員  《支障なしの声を確認》
議長	進行番号 16 番について、16番 尾張 勝 委員  《支障なしの声を確認》
議長	地域との調和要件について支障等はないようですが、これより質疑を行います。

議長	<p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第1号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第10、議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案は、18番 三塚 芳毅 委員に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。</p> <p>よって、同 委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p>
	<p>3番、櫻井 利光 委員</p>
3番委員	<p>農地転用事業計画変更承認申請の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、迫町新田地内で牛舎・放牧地等の施設整備を目的として許可されている事業の計画変更です。</p>

当初の計画では、牛舎・放牧地等の施設整備計画でしたが、令和3年8月の豪雨で申請地が冠水したため、さらに盛土が必要となり、また、当初計画時よりも繁殖牛増頭により、大きな牛舎が必要になりました。

当初の転用目的に変更はないものの、工期の延長、牛舎の規模拡大、施設の配置及び資金計画について変更をしたいための申請となりました。

農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可することができない農地ですが、例外的に許可することができる、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和4年4月25日

現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員

6番 阿部 晃徳 委員

3番 櫻井 利光 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

《質疑なしの声を確認》

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議長

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は、承認相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。

議長

日程第11、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第12、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。

議長

事務局から説明を求めます。

	<p>《事務局説明》</p> <p>本議案に係る申請は、第4条申請が1件、第5条申請が12件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>はじめに、第1分科会の報告を登壇してお願ひいたします。</p> <p>3番 櫻井 利光 委員</p> <p>農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に建売分譲住宅2棟を建築するもので、農地区分としては第1種農地で、原則的には転用許可することができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より始末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料7ページから9ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に通路を整備するもので、進行番号2番の居宅の新築申請地への乗り入れ口として整備し、利用するものです。農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可することができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番、5番、6番、10番については、別紙議案説明資料10ページから12ページ、19ページから24ページ、34ページから36ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可することができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号3番については、別紙議案説明資料13ページから15ページに記載されているとおりです。</p>
--	--

	<p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされております。</p> <p>また、申請地は既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徵し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号4番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に倉庫及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号7番から9番については、別紙議案説明資料25ページから33ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に認定こども園の新築及び駐車場の整備をするもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可することができない農地でありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号11番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和4年4月25日</p> <p>現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員                     6番 阿部 晃徳 委員                     3番 櫻井 利光 委員</p> <p>議長 次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>15番、五十嵐 幸喜 委員</p> <p>農地法第5条の進行番号12番については、別紙議案説明資料40ページから42ページに記載されているとおりです。</p>
--	---

	<p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内になる農地であり、都市計画区域の用途地域内である第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和4年4月25日</p> <p>現地調査委員 9番 鈴木 巖 委員 16番 尾張 勝 委員 15番 五十嵐 幸喜 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第3号、議案第4号について、一括して質疑を行います。 質疑はございませんか。
23番委員	議案第3号の農地法第4条の進行番号1番ですけれども、これ、農外利用されているという報告がございました。私の勘違いであればよろしいんですけども、これ、去年かいつか第3条か何かで売買になった件ではないかと思われますけれども。3条であれば、どうしても作付けをしなければならないということになるんですけども、その辺がどうなっているかお伺いしたいと思います。
事務局	前年度、売買があったんじゃないかということでございますが、一番最後の売買日が平成21年となっておりまして、本件については直近の部分で売買等についてはございません。
23番委員	ただ、20何年にやったということなんですけれども、その後、作付とか何かはおそらくなってなかったように、私が通ったときには見てますけれども、その辺の確認は出来てますか。
事務局	作付等については、ずっと水稻でやってたんですが、令和3年度中に畑のかたちになって以降、作付のほうは雑種地みたいな雰囲気にはなっていたんですが、乗り入れ口を整備した際に、砂利を置きっぱなしにしてしまったということで、今回、始末書のほうは頂戴しております。
議長	23番 門馬 一郎 委員さん、よろしいですか。まだ、ありますか。
23番委員	ちょっと納得しない部分もあるんですけども、今後こういうことが無いように指導していただきたいと思います。 前にも色々な事情があって、工事を中止させたという経緯もございますので、今後このようなことが無いようにしていただきたいというのが要望でございま

	す。
議長	要望ということでよろしいですか。
23 番委員	はい。
議長	その他、質疑ございませんか。
22 番委員	今の 23 番 門馬 一郎 委員さんの関連なんですけれども、これ、昨年、畑にした、と。私、担当委員ですから見に行つた折りにですね、とても畑になるような土ではない。石が半分、土が半分みたいな。それで、これではいかがなものかと、担当の推進委員の方にも相談を受けまして、現地、一緒に見に行きました。これ、事務局できちんと指導してください、というようなことでお話しさせていただいた経緯がございます。その後、担当の事務局も替わりましたんで、結果等ははっきり分かりませんけれども、今、門馬委員さんが言ったようにですね、まったくこれ畑にならないような、そういうふうな転用の仕方ではいかがなものかと、私、現地を見て思いましたので、その辺、事務局でもしっかりと指導のほう、お願いしたいと思います。
議長	今、2人の委員さんから意見が出されましたけれども、事務方として指導のほうですね、少し現場を見て指導していただけますか。大変でしょうけど。
事務局	大変ありがとうございました。 今後、こうした3条で買って、その後、転用というような案件につきましてはですね、事務局のほうでも目を凝らしながら対応して参りたいというふうに考えてございます。 以上でございます。
議長	よろしいですか、お二方。 今、事務局長が申し上げたとおりでございますので。
22 番委員	はい。
23 番委員	はい。
議長	他に質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議長	<p>これから議案第3号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第4号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第13、議案第5号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第5号を採決します。 お諮りします。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第5号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第14、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が7件、利用権設定が34件、一括方式が32件となっております。</p>
議長	<p>利用権設定の進行番号12番、一括方式の進行番号1番、2番、3番、7番、10番、12番、19番、20番が 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。 したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号12番 及び 一括方式の進行番号19番、20番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 17番 芳村 忠市 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p>《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われます。</p>

	以上で説明を終わります。
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
	《質疑なしのを確認》
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第6号の利用権設定の進行番号12番 及び 一括方式の進行番号19番、20番を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	《異議なしの声を確認》
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」利用権設定の進行番号12番 及び 一括方式の進行番号19番、20番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	17番 芳村 忠市 委員 の入場を許可します。
	《着席を確認》
議長	次に、「委員に関する案件」、一括方式の進行番号1番、2番、3番、7番、10番、12番についての審議に入ります。
議長	本案件は 8番 佐藤 瑛彦 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。
	《退場を確認》
議長	それでは、事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。  《質疑なしのを確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第6号の一括方式の進行番号1番、2番、3番、7番、10番、12番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、一括方式の進行番号1番、2番、3番、7番、10番、12番は原案のとおり決定しました。
議長	8番 佐藤 瑛彦 委員 の入場を許可します。
	《着席を確認》
議長	次に、議案第6号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。
議長	事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》 本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》

議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。
議長	これから議案第6号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。
議長	日程第15、議案第7号「農地利用状況調査に伴う非農地判断について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
	《事務局説明》
事務局	この案件につきましては、令和3年度の農地利用状況調査で6判定（山林原野化）と判定された農地をさらに精査した後に、土地の所有者宛に非農地の判断に係る事前通知書及び再利用の意向申出書を送付し、再利用の意向の申出があった農地を除外して、今回の議案としております。 非農地と判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を送付し、市及び県、法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、農地台帳を整理することになります。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
12番委員	先ほど説明があったんですけども、再利用の計画っていうかそういうのが無かったからということなんですねけれども、何名ぐらいにして、回収率というか回答率はいくらぐらいなんですか？ それで、例えば先ほど、令和3年の事業報告あったんですけども、いわゆる6判定になったやつ、30何ヘクタールだか。あれは全部、登記所とか税務課のほうに非農地ということで報告はもう済んでるんですか。
事務局	今回、非農地の対象ということで発出しておるのは、おおよそ170件ということで、今年の3月の連携推進会議の際に、おおよその件数ということで報告

	<p>おります。</p> <p>回答率ということだったんですけれども、今回、市内及び市外ということで発出しておりますと、市内の部分については、ほぼほぼご回答をいただいている状態になります。</p> <p>ただ、市内の方でも施設に入られている方ですとか、ご家族の所、仙台とかそちらのほうに行かれている方からは、ちょっとまだご回答がいただけない状態なので、その部分については追って郵送等で意向の確認を行う予定です。</p> <p>今年度分の利用状況調査の結果でありました6判定の部分について、税務課のほうに通知しているかということだったんですけれども、税務課に対して山林化ということで通知しているのは、総会のほうで非農地判断ということで判定されたものについて、対象を通知しているものになります。</p> <p>ですので、まだ非農地判断の対象として見れない部分ですとか、例えば、農振農用地の立派な農地の基盤整備された中で山林原野化というような判定が付いているものについては、非農地判断を行えないものになりますので、そういう部分については、山林化ということでの税務課への通知は行っておりません。</p> <p>以上です。</p>
議長	12番、阿部 静男 委員さん、よろしいですか。
12番委員	はい、了解しました。
議長	<p>その他、質疑ございませんか。</p> <p>今の関連でもいいんですが、無いですか。</p>
	《質疑なしの声を確認》
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第7号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	《異議なしの声を確認》
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>
議長	日程第16、議案第8号「空き家に附属した農地指定申請について」を議題とします。

議長	事務局から説明を求めます。
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>この案件につきましては、農地指定申請時に提出された添付書類、農地台帳、申請人からの聞き取り等で適用の要件を確認したところ、空き家及び空き家に附属した農地の所有者が同一であります。</p> <p>また、都市計画法第8条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておりません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。
議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>第1分科会の報告を登壇してお願ひいたします。</p>
3番委員	<p>3番、櫻井 利光 委員</p> <p>空き家に附属した農地指定申請の進行番号1番、2番については、別紙議案説明資料47ページ、48ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、空き家情報バンクに登録された空き家に附属した農地の指定を行うものです。</p> <p>この申請は、空き家及び空き家に附属した農地の所有者が同一で、担い手の農地集積・集約化に支障はありません。また、都市計画法第8条に規定する用途地域ではなく、利用権の設定もされておらず、非農地認定も可能ではないと思われることから、指定は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和4年4月25日</p> <p>現地調査委員 2番 佐々木 まき子 委員            6番 阿部 晃徳 委員            3番 櫻井 利光 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>

議長	これから議案第8号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第8号「空き家に附属した農地指定申請について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。
議長	これで、令和4年度第1回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和4年4月25日

議長(会長)

高橋 清範

議事録署名人 20番

小野寺 義幸

議事録署名人 21番

佐藤 久順